

文化財を大切に

市指定史跡
勝善寺参道石段(坂本町)

11月1日～7日は
文化財保護強調週間

そもそも文化財とは？

日ごろ何気なく使っている「文化」という言葉。いざ、意味を問われると、なかなか表現が難しいものです。ある辞書には「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果」と定義されています。つまり、衣食住をはじめとするさまざまな習慣や、学問・芸術・道徳など、先人から継承されている行動や生活様式、精神的活動が「文化」です。また、文化活動によって生み出されたものの中で、価値があると認められたものを「文化財」といいます。

文化財の種類

文化財保護法という法律では、文化財を大きく次の5つに分類しています。

有形文化財

絵画・彫刻などの美術工芸品や建造物、古文書、参考資料などで、歴史上や芸術上で重要なものをいいます。約1万2千件が「重要文化財」に、その中でも特に貴重なもの約千件が「国宝」に指定されています。国宝・重要文化財は原則として輸出が禁止されています。

また、指定をされていない建造物で、特に保存・活用が必要なものを「登録有形文化財」として

のを「登録有形文化財」としています。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術など、人間の「わざ」の中で歴史上・芸術上で重要なものをいいます。これらにおいて、特に優れた技術を持つ「重要無形文化財保持者」がいわゆる「人間国宝」です。

民俗文化財

伝承されてきた衣食住の習慣、信仰、年中行事、伝統芸能などの行動・活動そのものを「無形民俗文化財」、それらに使われる道具類を「有形民俗文化財」といいます。

記念物

記念物とは、古墳・貝塚・城跡

埋蔵文化財

などの「史跡」、庭園や橋などの「名勝」、珍しい動植物やその生息地域、鉱石やその産出地などの「天然記念物」の総称です。

伝統的建造物群

宿場町、城下町など、周囲と一体化してその土地の歴史的な性格をよく伝えている建物群です。

近年、「〇〇遺跡から△△が出土」というような発掘調査記事が、新聞一面をよく飾ります。このように「有形文化財」「有形民俗文化財」「記念物」のうち、地下に埋蔵されたもの(古墳・貝塚・土器包蔵地や、そこから出土した遺物など)を埋蔵文化財といいます。遺跡があることが分かっている土地(埋蔵文化財包蔵地)で土木工事をする時など、地域開発にあたっては、事前に博物館までご連絡ください。偶然、農作業・土木作業中に出土品を発見した時にも、そのままの状態で作業を一時中止し、博物館までご連絡ください。必要に応じて緊急調査を行います。特別なことがない限り、工事などは継続できます。